

戦時下の郵便年金

大学生協による「学生生活実態調査」で 1 週間にほとんど読書する時間がないと回答した学生が半数を超えたとする報道が関心を呼んだことは記憶に新しい。大学生は、本当に読書をしなくなったのだろうか。

同じく大学生協で発行されている『季刊読書のいずみ』という、学生が薦めたい本を詳細にする小冊子がある。今年で創刊 50 周年、最新号が 2020 年 9 月号で 164 号である。学生達の手で 50 年も編集され続けてきたことだけでも立派なことだが、内容もまた素晴らしい。

いま『季刊読書のいずみ』を使って、オンライン読書茶話会を開いている。普段なら忙しくて招聘できないような外部の先生にも参加していただいたりして、ちょっとした盛り上がり方をしている。オンラインであることが、対面よりも自由な発言を促す場合があることがわかった。また「顔出し」を強制しないが、発言をする際には「顔出し」する学生が多く、自分の発言に責任を持ちたいという学生の気持ちが伝わってくる。さらに途中退出する学生は極めてまれだ。

前回の「茶話会」では、「自分の世界を広げるために読書は必須である」というゲスト講師の意見に対して、「自分の楽しみとして内に向かって行うという読書」もあるのではないかという意見が参加学生から主張された。『季刊読書のいずみ』で三宅香帆さんが次のように書いている「私自身、大学ではいろんな出会いがあった。たくさんの素敵な友人にも恋人にも先生にも会うことができた。けどそれでも、本との出会いにいちばん感謝している。それはまぎれもなく、自分が必要としていた愛情のかたちそのものだったからだ。」(164 号、3 頁) たしかに、「二つの読書」があってよい。このオンライン読書茶話会から私もたくさんの「気づき」をもらっている。

ところで COVID-19 という世界を覆っている黒雲の圧迫は、戦時経済の下で暮らしていた人々のそれと共通点があるかもしれない。本日取り上げたのは、戦時経済期の郵便年金である。長期的な時間を内包する年金という商品が、明日の日が保障されていない生活を送る人々に対してどのように売られていたのだろうか。当時の募集資料から考えてみたい。

最初のパンフレットは軍用機がデザインされており、「国策に沿って老後に添う年金」と印字されている。縦 25mm 横 374mm の紙を四折りにしたものであり、四種類の郵便年金の説明が掛金表とともに掲載されている。この戦時期のパンフレットで紹介されている年金種類は、即時終身年金、一時拂「据置終身年金」、保証期間附据置終身年金、一時拂「保証期間附据置終身年金」である。

即時終身年金とは、「ご加入の時纏めて掛金を払込んで、其の年から一生涯、年金の支払を受けるもの」とされている。加入年齢は 40 歳以上 80 歳までで、年金受取人が早期に死亡した場合に、払込掛金から支払い年金額を控除した差額を返還金とする契約と返還しない契約がある。後者はトンチン年金ということではなく、掛金の減額によって個々の年金加入者に還元するものであった。

一時拂「据置終身年金」は、文字通り掛金が一時払いであるが、掛金の払込み期日からしばらく置いてから年金支払いが始まる終身年金である。年金開始期は、50歳、55歳、60歳、65歳を選択できた。年金受取人の早期死亡に対しては返還金が支払われることになっていた。加入年齢は12歳以上60歳までとなっている。

保証期間附即時終身年金は、次のように説明されている。「御加入と同時に、纏まった掛金を拂込んで置けば、其の年から終身、年金を支払います。その上加入後一定の保証期間中は年金受取人に萬一の御不幸があった場合でも、その残りの期間内遺族に対して、同額の年金を續けて支拂ひます。」加入年齢は40歳以上75歳まで、保証期間は15年及20年とされた。なお興味深いことに、寡婦又は身体に一定の廢疾のある者については、20歳から40歳でも加入が可能であり、保証期間が30年とされている。

一時拂「保証期間附据置終身年金」は、前述の一時拂「据置終身年金」に「保証期間」がつけられているものである。加入年齢および年金支払開始年齢も同様の条件である。

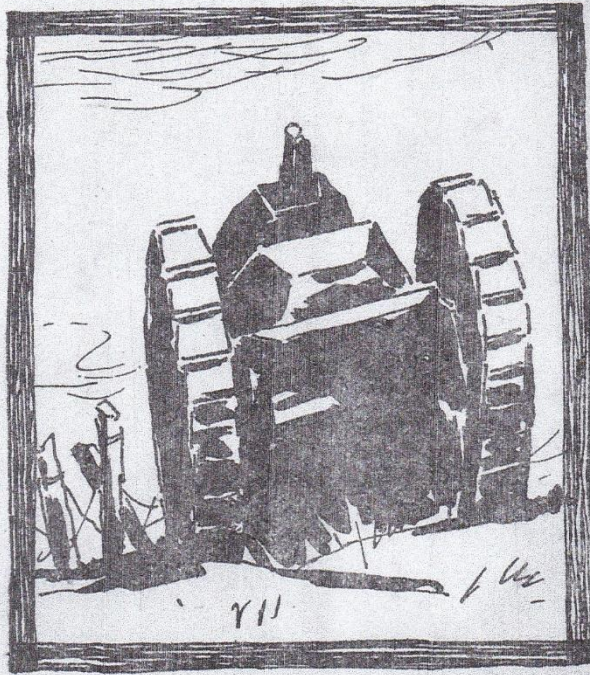
年金最高額は年額3600円、最低額は年額30円であり、年金支払いは年4回3か月ごとに支払われた。また年金については、年額250円までは差し押さえることができないと法律で定められていた。さらに戦死者遺族への特典として、「年金受取人が戦争や事変で戦死なかった場合には、其の遺族に対して継続年金の外に特別返還金が支拂われるものとされている。

郵便年金には、このパンフレットで紹介された一時払いばかりでなく、掛金分割払いや随時払などの種類もあるが、戦時期においてあえて一時払いを中心に募集資料を作成したことにはそれなりの意図があったはずである。昭和18年発行の『郵便年金の話』簡易保険局という18頁の小冊子から、当局の意図を推測してみよう。この小冊子では、「戦時下の郵便年金の意義」として次の二つを挙げている。その一つは「この制度は現在の生活の余力を割いて将来の生活に備へよう（中略）とするもので、単に國民財産の保有方法として確實なばかりでなく、将来の經濟状態の變動に備へるといふ最も合理的な生活刷新體制の手段」（2頁）であるとともに、二つ目は「その積立金は國債消化、生産拡充等の重要な資金に振り向けられるので、時局下最も要請されてゐるところの國民貯蓄、特に長期継続性を有する戦時貯蓄としての意義」（2頁）である。つまり、戦時經濟の遂行のために、市中からの長期的な資金の吸い上げが喫緊の課題であり、そのためには、パンフレットで紹介されているような一時払い型の郵便年金の一層の募集が必要とされたのである。

戦時期に國民貯蓄運動に協力するものとして、「大衆の恩給制度」に加入した庶民の多くは、敗戦後のインフレによって、ほとんど無価値となってしまった年金を受け取ることになった。「孫と年金老後の寶」や「長壽百年盡きぬ年金」という標語は、戦後の年金受給者にとっては虚しく響くものであった。敗戦後のインフレによる「収奪」は、郵便年金受給者に限ったものではない。また当時の簡易保険局を批判しても始まらない。われわれの出来ることは、長期の生命リスクに対して契約者保護を貫くことの難しさについてあらためて反省することであろう。

大衆の恩給制度

郵便年金の話



簡易保険局



時
拂

國策に沿つて
老後に添ふ年金



元金
留保

郵便年金契約に関する注意書

簡易保険局

御 通 知

◇孫と年金老後の寶

拜啓 益々御壯健の段御喜び申し上げます

此の程御申込になりました郵便年金契約に對しまして、契約締結の上別紙郵便年金證書を御送付申し上げます。御一覽の上金額、年金受取人の男女の別、生年月日其の他記載事項に間違ひや御不審の點がありましたら郵便局又は直接簡易保険局年金契約課へ御申出下さい

◇長壽百年盡きぬ年金